

令和 6 年度
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
施行状況評価会議（流通・第 2 回）議事要旨

1. 日 時

令和 6 年 12 月 18 日（水）14:00～17:00

2. 場 所

オンライン会議（事務局：環境省及び株式会社プレック研究所会議室）

3. 出席者（敬称略）

（検討委員）

生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 ビジネスロー専攻 教授
石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
金子 与止男	元岩手県立大学 総合政策学部 教授
寺田 佐恵子	大阪公立大学 農学研究科 緑地環境科学専攻 助教
西野 亮子	WWF ジャパン 野生生物グループ長、TRAFFIC プログラムオフィサー
野田 英樹	帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科 准教授
三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター 院長、日本獣医エキゾチック動物学会 会長

（環境省）

中澤野生生物課課長、奥田野生生物課総括課長補佐、荒牧野生生物課希少種保全推進室室長、田邊野生生物課課長補佐、福島野生生物課希少種保全推進室室長補佐、本田同室室長補佐、北橋野生生物課専門官、城戸野生生物課専門官、野田野生生物課係員

（経済産業省）

岡崎生活製品課総括課長補佐、井出生活製品課課長補佐、渡邊生活製品課係長、角谷生活製品課係員

（事務局（株式会社プレック研究所））

橋口、村田、望月、佐々木、神谷

4. 議事概要

1. 施行状況評価会議の進め方について

環境省から資料 1 に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の流通管理に関する施行状況評価会議の設置と検討の進め方について説明（環境省田邊）。

2. 種の保存法に基づく各規定の施行状況と課題について

環境省から資料 2、3、4 に基づき、種の保存法に基づく各規定の施行状況と課題について説明（環境省田邊）。

（意見及び質問）

生貝委員

【オンライン広告における法整備について】

- ・ 今後 DPF 取引透明化法や情報流通プラットフォーム対処法が施行されるが、これらは主に大規模プラットフォームを対象としている。これらの法施行によって、何が変化し、何が課題となり、何が零れ落ちているのかを整理することが重要である。特に法の施行によって生じた課題をどのように抽出し、立法に取り入れていくかが重要である。
- ・ ヨーロッパのデジタルサービス法（DSA）が今年施行され、大規模プラットフォームに焦点を当てつつ、広くデジタルプラットフォームに関わる規定を含んでいる。この法律は日本の情報流通プラットフォーム対処法のモデルとなっており、違法な動物取引への対応も明記されている。具体的には、削除通知への対応、販売者の身元確認、違法取引を抑止するサービス設計、流通状況の情報公開等である。政府も情報提供を強制力のある形で求めることができ、これらの海外での具体的な運用執行を把握し、我が国の施策に積極的に取り入れることが重要である。
- ・ デジタル広告は、SNS 等での一般ユーザーによる売買関連の投稿と、ターゲティング広告等のアドバタイジング（ユーザーの閲覧履歴や属性などに基づいて、特定の対象に向けて配信される広告）に分類される。特に後者については、最近日本では、なりすまし広告等を含めた特化型の制度整備の議論が進められている。一方、英国等では既にペット取引に関するオンライン広告の基準設定や、それに関する立法対応を含めた措置の提言を行っている。アドバタイジングは SNS 上の一般的な情報流通とは性質が異なるため、別途整理を進めていくことが重要である。

石井委員

【第三者証言による全形牙の登録について】

- ・ 象牙の登録審査が 2019 年に厳格化され放射性炭素年代測定が導入された。それ以前に象牙の登録キャンペーンとして、第三者の証言のみで登録を認めていたが、実際に

第三者の証言によって登録された象牙において、規制対象以降に密猟された象牙と判明した事例はあるのか。

- ＞ 第三者証言によって登録された象牙について放射性炭素年代測定を行ったことは無いため、不明である。放射性炭素年代測定導入後から現在までの約 5 年間で登録された象牙の年代は、我が国が象牙利用を盛んに行っていた時期と一致するため、ご指摘の測定については、今後の選択肢として検討していきたい（環境省田邊）。

【種の保存法本来の目的について】

- ・ 今議論している様々な規制は、種の保存法の目的からすると、野外でのその種の保存にどれだけ寄与しているか疑問になることがある。種の保存法の本来の視点を念頭に議論を検討して欲しい。

金子委員

【個体識別措置、違法取引個体の市場の流通について】

- ・ 脚環について、クローズドリングとは最初からクローズとなっていて脚をその中に入れて装着するのか、それとも最初はクローズとなっておらず装着してからクローズにするのか。
- ＞ 前者である。そのため、個体が小さい時にしか装着することが出来ず、成長してからは装着することは出来ない（環境省田邊）。
- ・ マイクロチップに関しては、規制対象外とするものについては、環境省がガイドラインを作成し、ケースバイケースで対応できるような柔軟性を持たせた規制とした方が良い。
- ・ 参考資料 2 のマダガスカルホシガメについて、「適法な流通経路の確立が違法取引の抑制に繋がる可能性が示唆された」ということだが、これは他の種についても同様のことが言われており、もっともな指摘である。

【違法押収個体、差し押さえ個体の引き受け先不足】

- ・ 動物園や水族館、植物園について、どのような種をどの程度引き受けているか示すデータがあれば、引き受けの可否が分かる。引き受け情報を明らかにすることで、今後の方針を明らかにすることができる。

【第三者証言による象牙全形牙の登録について】

- ・ 第三者証言による証言で虚偽な証言をした場合に、2019 年までは法律違反として扱われていたと思われる。そうすると既にその時点で法制度上の対応がなされていたため、あえて放射性炭素年代測定が必要かどうかは別問題だったのではないか。そのため、第三者証言による象牙の登録と放射性炭素年代測定の導入の経緯や目的について、しっかりと分析していく必要がある。

寺田委員

【飼育環境における動物福祉の観点について】

- ・ 取引規制と飼育に関する動物愛護管理法の指摘を区別して考えることが重要である。本日の説明や議論から、摘発された動物の行き先が適切かどうか、特に一時的な占有移転時にその個体の福祉に配慮する必要があると考えられる。動物愛護管理法で定めるべき飼育環境と、種の保存法で摘発された個体の行き先や譲渡条件の確認が重なる部分があるため、適切な行き先を決定する際には、動物愛護管理法との整合性が問われる。
- ・ 環境省が以前スローロリスの適切な飼育方法や動物福祉に関する普及啓発を行っていることを承知しているため、種の保存法の保護対象種であっても、必要な普及啓発活動は行うという方針であることを理解している。

【情報収集体制の課題について】

- ・ 鳥獣管理や外来種対策、希少種保全については、科学と社会実装がセットとなり、両輪で動いていく方針が我が国でも実現されつつある。一方で日本の取引の動向や管理に関するデータベース化や研究は非常に遅れている。現状として、法改正や事件がある度にデータを収集しなければならないため、長期的に考えた場合、環境分野についてもデータベース化を行う必要がある。行政だけでデータベース化が困難な場合は、学会や研究者と連携し、データ分析・蓄積を行うべきである。

【象牙の取引市場の把握について】

- ・ 現在、日本全国にある象牙の正確な把握は、未登録の象牙が存在するため困難である。累積の登録本数と返納本数の差が市場に流れている象牙の量を示していると仮定し、事業者の販売データを用いて日本の象牙市場の規模を把握できれば、象牙の不足状況や密輸入の必要性を明確にし、世の中の人々にも伝えやすくなる。
- ・ 過去の登録キャンペーンについては在庫把握が趣旨だったが、現在の放射性炭素年代測定を導入により登録のハードルが上がり、未登録象牙の把握がさらに難しくなっている。また、登録と返納の数が減少しており、特に返納の減少は市場規模の仮指標として重要であるが、その解釈が難しい。環境省は返納数の減少についてどのように解釈しているのか。
- ・ 今後経済産業省と共に分析を進めていくため、現時点で明確な回答は出来ない。まずは、合法由来の象牙を流通させているという実態が重要であるため、どこに焦点を当てていくかという点については、ご指摘頂いた点を含め、見直し、洗い出しを行っていきたい（環境省田邊）
- ・ 在庫把握のために登録を厳格化し、使用できるものが使用できない、個人が登録することができないというよりは、違法なものを取り除けていけば良いと考える。そのため、何のために把握するのかという観点を再検討すべきである。

西野委員

【象牙の取引市場の把握について】

- ・ 象牙の日本市場の実態を十分に把握できていないところが課題と認識しているため、経産省との検討に期待している。個人所有の象牙の在庫や流通の実態、市場規模、事業者の実態等を整理し、あり方の方向性を示すことが出来れば良い。また、前回の法改正で新たに導入された施策は、全形牙登録制度の厳格化だけではないため、全形牙登録キャンペーンや、事業者の登録制度等がどのように効果を上げているかを併せて評価できると良い。

【交雑個体について】

- ・ 交雑個体について、非常に懸念がある事例は今のところ把握していない。しかし、交雑個体の販売は日本でも確認されているため、どのような種が対象となっているかを監視する必要がある。

【繁殖事業者や繁殖施設の管理】

- ・ 現在、種ごとの国内繁殖量・流通量が把握されていないことや、取扱者が不明であることが課題である。個体識別措置と併せて繁殖事業者や繁殖施設の管理についても登録制のような制度を検討して頂きたい。また、今後の社会では、個体に関して由来がしっかり把握できるようなトレーサビリティの担保が求められる。ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種に限らず、ワシントン条約対象種の流通経路や繁殖施設の有無等を把握するべきである。

【オンライン上における法整備に関して】

- ・ オンライン上の広告監視については、プラットフォーム側が独自に自主的にルールを定めることも有効である。そうした際に、DPF 透明化法などの他法令との抵触有無について、プラットフォーム事業者が自主的に検討する取り組みに関して、広めに調整や整理ができると良い。実際にプラットフォームの企業の方と話した際に、その辺りが課題として感じているように見受けられたため、そういった整理も行政として行って頂きたい。
- ・ 企業が定める現在のルールには問題がないと認識しているが、新たなルールを検討する際には、他の法令との抵触や消費者に不利にならないかを考慮する必要がある。そのためプラットフォーム事業者自身が、他の法令との抵触がないかを確認している。関連法令との整合性の整理や省庁間での調整など、行政側でも整理が可能かどうかを検討できると良い。
- ・ 法規制以上にプラットフォーム側でルールを定めることを検討する際には、保全の観点も考慮されることが有効と考える。法令でカバーすべき分野と民間セクターが担える部分を整理することができると良い。

野田委員

【違法取引の摘発事例について】

- ・ 参考資料 2 に示している国際希少野生動植物種の違法取引に係る新聞記事報道であるが、これは事件の件数を集計しているのか。事件 1 件につき、各新聞社が報道するため、もし報道件数のみを集計している場合、実際の件数と異なってくるのではないか。
- ＞ 新聞記事の報道については、複数社が同一の事件について報道している場合は、1 件としている（ブレック研究所橋口）。
- ・ 違法取引報道グラフの示した方について、合法取引の中で違法な取引がどれほどあるのかという割合が重要となる。グラフではスローロリスやマダガスカルホシガメが非常に多いとなっているが、実際には合法取引が多数行われている中で、違法取引は氷山の一角の可能性もある。エジプトリクガメ等はほとんど流通していないにもかかわらず、違法取引が行われていることから、データの集計の仕方をもう少し工夫して欲しい。資料 2 の 3 ページ下、どのように捉えるべきかという話だが、こちらも流通量に対しての違法取引件数をもとに判断する必要がある。

【個体識別措置について】

- ・ 幼齢個体へのマイクロチップ挿入について、代替手法を検討する価値がある。現状では販売のために飼育温度や給餌を調整して成長を促進し、早期にマイクロチップを挿入可能なサイズにする事例があるが、これは個体の健全な成長の観点から問題がある。そのため、幼齢個体に対するマイクロチップ挿入の猶予期間等の検討も必要である。
- ・ 登録個体の譲渡における登録変更に関し、現行では譲受側のみ申請だが、これを譲渡側・譲受側双方からの申請に変更する案について、当初より制度に組み込まれていない理由はあるのか。
- ＞ 基本的には、譲受けた側が登録変更を申請していれば問題ないという判断だった。両方から申請を受けた場合、全ての情報を突合せするのに手間がかかるため、片側だけで良いという判断だった（環境省田邊）。

【交雑個体について】

- ・ 資料 3 の 2 ページ目の下から 3 行目に「なお、コスタリカやドイツでは、野外におけるインコ類の交雑個体の定着が報告されており」とあるが、ドイツはそもそも野生のオウム類はいないと思われるが。
- ＞ 仰る通りドイツでは本来生息していないインコが野生化し、それらが交雑している状況である。野生化した交雑インコが、将来在来の鳥に影響を及ぼす恐れがあるという外来種による在来種や生態系への影響というニュアンスで示している（ブレック研究所橋口）。

【引き受け先の不足】

- ・ やむを得ない事情により飼育を継続できなくなった場合の一定程度の要件を満たすものへの譲渡し等の許可は、必要となるだろう。動物園や水族館についても、経済産業省から引き取った個体を飼育することで手一杯のため、新規に引き取ることは困難である。そのため、里親を探してくれる団体であれば、譲渡し可能というような制度を

作る必要がある。現在里親を受け付けている団体についても、引取先が見つからない状況であるため、そのような団体から二次流通可能な制度があっても良いだろう。

- ・ 爬虫類に関しては、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種やアカミミガメ以外は、大体の販売業者に相談すれば引き取ってくれる状況である。犬や猫の場合、高齢個体は売り物にならないため殺処分される場合があるが、爬虫類は成長してからも飼い主が見つかるため、それほど個体を持て余す状況が無いと感じている。ただし、登録票が無かったり、来歴が分からなかったりする個体について問題が生じているため、そのような個体を集約し、その後しっかりと登録を行い再度取引できるような制度があれば良いと思う。
- ・ オウムやインコ類は飼い主が変わる際に懐かない等様々なトラブルが生じるが、爬虫類の場合は、特定の飼い主に執着するような生物ではないため、新しい飼い主に引き取られた際に多少のストレスがあると思われるが、馴染まないということはないと考えられる。

三輪委員

【引き受け先の不足】

- ・ 動物園の飼育スペースが限られているため、引き受けた動物が動物福祉上必ずしも良好な環境で飼育されている訳ではない現状がある。そのため、動物園だけに頼らずに違法に輸入された個体の受け入れ先を増やす必要がある。受け入れ先を増やし、上手く管理できるようにすれば、適法な流通個体が増え、飼育下での飼育経験や繁殖技術が向上し、野生動物の保護につながる。
- ・ 特に爬虫類は人に懐かないため、適切な管理が動物園の負担軽減や動物の福祉向上に寄与するだろう。鳥は飼い主に懐くことが多いが、狭い鳥小屋での飼育はストレスになる。適切な受け入れ先があれば、飼い主も安心して譲渡でき、プロが訓練して新しい飼い主に引き渡すことも出来るだろう。

【個体登録の普及啓発】

- ・ マダガスカルホシガメやイニホーラガメという名称を使用しているが、一般的にはハウシャガメ、ヘサキリクガメが通称名として浸透している。意図的にこのような通称名を使用しない理由があれば教えて頂きたい。
- ＞ 基本的には何かしら学術文献に掲載されているものを採用しているが、ご指摘の通りこれらの種のみならず、様々な流通名や通称があると認識している。それによってこの名前ものは規制対象外と誤解される場合もあるため、周知の仕方は改めて検討したい（環境省田邊）。
- ・ 法規制以前より規制対象種を飼育している人は、高齢者が多いため、環境省のホームページを見ない傾向にある。そのような人たちは、ペットが病気になったときに動物病院に行くため、動物病院で環境省のリンクを提供出来るようにすれば良い。また、

学会等で獣医師にも登録制度を周知することによって、獣医師から飼い主に周知する機会を増やすべきである。厳しい罰則規定があると、登録を躊躇う人がいるため、やり方を考える必要があるが、登録数が増加すれば、全体の管理もしやすくなるだろう。

3. その他

環境省から今回のまとめと次回以降の進め方の概要説明等。

以上